

お客様各位

2010年 2月 16日
 チャイナ エアライン
 貨物営業部

日本発燃油サーチャージ変更についてのお知らせ(政府認可済)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はチャイナ エアラインをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このほど国土交通省に申請いたしました燃油サーチャージの変更につきまして、国土交通省より正式に認可(認可番号#3050号)が得られましたので御報告いたします。つきましては、下記のとおりの内容で燃油サーチャージ額を変更させていただきたく存じます。

何卒ご理解いただき、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 実施予定日

2010年3月1日発行分の航空運送状より適用させていただきます。

2. 燃油サーチャージ額

	現行	変更後(3/1~)
TC3向け短距離路線 (台湾・香港・マカオ・中国・韓国)	JPY51/kg	<u>JPY56/kg</u>
TC3向け長距離路線 (その他、オセアニアを除く)	JPY62/kg	<u>JPY68/kg</u>
TC1/2、及びオセアニア	JPY74/kg	<u>JPY81/kg</u>

3. その他

- * 燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量(チャージャブルウェイト)に対して適用となります。
- * 燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。
- * 燃油サーチャージの金額は、航空運送状の「Other Charges」欄に「MY」のコードを用い、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。
- * 燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と同一とするようお願いいたします。

以 上